

第172号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 7月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

見守り
新鮮情報

アナログ回線に 戻す契約のはずが サポート契約に

大手通信会社のサポートセンターを
名乗る事業者から「電話を
光回線から**アナログ回線**に
戻さないか」と電話があった。
今は誰もインターネットを使って
いないので、ちょうどいいと
思い契約した。しかしその後、
毎月**サポート料金**として
約3千円**引き落とされて**
いることが分かり、確認すると
1年縛りで**サポート契約**を
しているとのことだった。**解約**を
申し出ると、今解約すると
キャンセル料が発生すると
言われた。(70歳代 女性)



- 大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない事業者が勧誘をしているケースがあります。勧誘を受けた事業者名、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。
- 光回線をアナログ回線に戻す場合には、現在の契約先や回線事業者に問い合わせましょう。

～国民生活センター見守り新鮮情報より～

消費生活関連

7月中に11名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・「火災保険の調査をしています。商品を見直しませんか。」「火災保険の見直しです。」と電話があったが断った。
- ・「屋根の修理を安くしますのはいかがですか。」と電話があった。
- ・冠婚葬祭業者から、会員募集の電話があった。
- ・貴金属買い取り業者から「何かないか。」と電話があったが断った。
- ・「保険のパンフレットを送りたい。」と電話があったが断った。
- ・「結婚情報を独身の方に届けたい。」と電話があったが断った。
- ・「不用になった靴を買い取ります。」と電話があったが断った。

消費生活相談員からのコメント

今月も色々な業種から電話勧誘の報告がありました。目的・要件を聞いて不要だと思った場合には、業者からの質問や個人情報に該当する内容にはむやみに答えず、手短にきっぱり断りましょう。お困りの際は、大崎市消費生活センターにご相談ください。

その他

- ・新聞の広告からシャンプーの注文の電話をしたところ、定期購入をしつこく勧められたが断った。その後も勧誘電話がかかってきたが断った。

2022年4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられます。

2022年4月1日から「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年年齢が18歳に引き下げられると、18歳に達した者は、1人で有効な契約をすることができ、また、父母の親権に服さなくなることとなります。

従来、20歳になると、未成年のころより消費者トラブルに巻き込まれることが大きく増えており、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる事により、18歳、19歳でも消費者トラブルが増える恐れがありますので、十分注意が必要です。

2022年4月から、成年年齢が18歳に！



食品の品質表示

7月中に11名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈7月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	トマト	名称・産地	22	有	22
					無	0
		もも		22	有	22
					無	0
	水産物	貝	名称・産地	22	有	22
					無	0
畜産物	鶏卵		22	有	22	
				無	0	
加工食品		ヨーグルト	名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・製造者(販売者)名・製造者(販売者)住所	11	有	11
					無	0

◆報告

- ・店頭で販売しているももは、硬くて食べごろになるまで日数がかかるようだった。
- ・「訳ありもも」と表示してあったものは、いたみ具合がひどいものが多かった。
- ・生産者の顔写真や名前が表示してある店舗は、安心して商品を購入できると思った。

食べ物は正しく保存、加熱調理済み食品でも油断禁物食中毒を防ぎましょう！

飲食店などだけでなく、家庭でも、保存方法の不注意による食中毒が起こる可能性があります。調理済みのものは、「一度加熱しているから菌はいない」と思いがちです。しかし保存の状態が適切でないと、食べ物に残っていた菌が増殖して食中毒を起こすことがあります。また、どうせ加熱するからと、調理前の食材を室温に放置しておくと、菌が増えて加熱しても菌や菌が作った毒素が残ってしまうことがあります。

例えば、肉や根菜類に付着しているウェルシュ菌は、加熱調理でも生き残ることがあり、カレーやシチューなどを原因食品として食中毒を起こします。加熱したから安全だと思い、室温で徐々に冷ましていると、生き残っていた菌が増え始めてしまうのです。カレーなどは鍋のまま室温で保存せず、小分けして、できるだけ早く冷まし、冷蔵または冷凍することが望ましい保存方法です。冷凍した食品を解凍する時は、室温に放置するのではなく、冷蔵庫か電子レンジを利用しましょう。また、保存しておいた食品を食べる時には再加熱が必要です。再加熱とは「おいしい温度に温める」ことではなく、食品全体に熱が行き渡るよう、よくかき混ぜながら「殺菌できる程度に沸騰させて煮込む」ことです。調理法でも食中毒の予防ができます。食材・食品の保存に注意を払って食中毒を防ぎましょう。

(東京都福祉保健局 食の安心パトロールより引用)

～編集後記～

夏休みで旅行や帰省の時期ですが、新型コロナ感染者が増えており自粛要請が出ています。これまでどおり、三密を避けるなどコロナ感染対策をとりながら、早い終息を祈るばかりです。

このような中、自宅で過ごす時間も増えて、夏休みは、小・中・高校の学生もWEB学習と、オンラインゲームを利用する機会も増えていませんか。

「心当たりのないオンラインゲームの高額な請求が届いた」という相談が増えていきます。このような子どもの課金トラブルを防ぐためには、

- ① ゲーム利用時間や課金の利用額の上限を決めておく
- ② ペアレンタルコントロールを利用しましょう
- ③ プラットフォームとキャリア決済のアカウントの設定を確認し、親権者が管理する。家族で話し合いルールを決めておきましょう。

参照：http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210812_2.html

「スマホを渡したただけなのに…」「家庭用ゲーム機でいつの間に…」

子どものオンラインゲーム課金のトラブルを防ぐには？ 国民生活センターHPから抜粋



本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shohi@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)